



行動規定

行動規定

本文書は、ピレリグループの管理職者、監査役、経営陣、従業員ならびに、一般にイタリアおよび国外でピレリグループの名前で、ピレリグループのために、ピレリグループの利益のために働く人、あるいはピレリグループとビジネス関係にある人(以下、「行動規定の受取人」といいます)が、一般的な法的不当扱いを受け、特に立法命令231/2001¹によって犯罪となる可能性がある状況を防ぐために、必ず遵守しなければならない「行動規定」を定めています。本ポリシーは、特に行政機関、第三者との関係や会社の活動や義務に言及し、勤務時間における倫理規定の原則を明記して、「行うべき」および「行ってはならない」行動を特定していますが、本文書に記載している例に限られるわけではありません。

§.1 「行うべき」行動

- 行動規定の対象者は、当社が事業を行っている国で効力がある法律や規制を遵守する義務があります。
- 行動規定の対象者は、当社の手続きを遵守し、当社の管理に関連するすべての決定や行為において倫理規定の原則に従う義務があります。
- 部門長は、以下を保証しなければなりません:
 - 実行可能である範囲において、すべての従業員が規則とそれに伴って必要となる行動を理解し、遵守すべき手続に疑問がある場合に、十分な援助が得られること。
 - 倫理規定に関連する問題について継続的な訓練や認識の適切なプログラムが実施されていること。

当社と行政機関の関係に関する行動規定

- 行政機関が行う入札に参加する場合、および一般的にそれに伴う交渉では、行動規定の受取人は適用される法律、規制および専門的見識に従って対応しなければならない。
- 定期的に行行政機関と取引を行う部門長は以下を行わなければなりません:
 - 従業員に、法律に関する情報を与えて、犯罪となる危険性がある状況を認識させ、活動の範囲の特殊性に応じて様々な官公庁や役人との公式および非公式な接触において守るべき業務行動に関する指示を与えること。
 - 行政機関への情報提供/情報の流れを追跡できる適切な仕組みを構築すること。
- 国、他の公的機関や欧州共同体からの寄付、助成金または出資を申請する場合、係る手続きに関与するすべての行動規定の対象者は以下を行わなければなりません:
 - 合法的に利益が得られる活動に関連して、正直で完全な文書や報告書を使用、表現し、公正に行動すること。
 - 必要な資金が提供された場合、要求および提供の目的に沿って使用すること。

会社の事態や市場への情報提供に関する行動規定

- それぞれの権限の範囲内で企業会計文書の作成の責任を負う当社の管理職者 - 取締役(任命されてい

る場合)および担当役員 - およびその監督の下にある者は、当社の規定を完全に遵守しなければなりません。特に、決算書の作成および重要な会社プロセスの規定に関連する手続き、指示および詳細な業務規則は必ず遵守しなければなりません。

- 管理/会計部門の長は、その職務の一部として権限の範囲で、それぞれの取引が必ず以下を満たしていることを保証しなければなりません：
 - 合法的、公正、且つ、承認済みである事等が、証明可能であること。
 - 意思決定、承認および実行のプロセスを検証できるように、正しくかつ適切に記録されていること。
 - 何時でも、取引の特性や理由をコントロールし、取引自体を承認、実行、記録および確認した人を識別できる文書が裏付けされていること。
- 決算書または他の類似文書の作成に関与する行動規定の対象者は、全面的に協力し、提供する情報の完成度と明快性、データや計算の正確性を保証し、利害対立等を報告するなど、必ず適切な行動を行わなければなりません。
- 当社の管理職者は、当社の取引において個人的または第三者にとっての利害関係が生じる場合、利害関係の特性、期間、起因および範囲を明確にして、取締役会および監査役会に必ず通知を行わなければなりません。業務執行取締役である場合は、当該業務の遂行を控え、取締役会に委任しなければなりません。
- 行動規定の対象者および特に管理職者は：
 - 決算書、市場への情報提供または他の類似文書を作成する際は、必ず会社の経済的および財務的状况を正直、明快かつ完全な方法で公表しなければなりません。
 - 監査役会からの情報提供の要請に迅速に対処し、合法的に株主、他の法人または外部監査会社に起因する統制の成果をあらゆる方法で促進しなければなりません。
 - 監督団体に、会社の経済的および財務的状况を正しくかつ完全な情報を提供しなければなりません。
- グループ会社の清算人は、たとえ事実上の清算人であっても、清算プロセスにおいて最大の正直さと誠実性をもって行動しなければなりません。
- 適用される法規に従い、報道機関と連絡を取り、会社に関する真実の情報を伝えることを要求されるのは、正当に権限が与えられた個人だけです。

社内の問題および第三者との関係に関する行動規定

- 行動規定の対象者は、グループの倫理規定に従って、当社が事業を行っている国で効力がある法律や規制を遵守する義務があります。この原則を尊重する意思がない者との関係を始めてはならず、継続してはなりません。当社の名前で、当社のために、当社の利益のために行う課題の取り決めは必ず書面で行い、当社が採用している倫理的行動の原則の遵守を要求する条項を記載しなければなりません。この特定の条項に適合していない場合、当社には契約関係を停止する権利があります。
- 当社の名前で、当社および当社の利益のために活動を行うすべてのコンサルタント、サプライヤー、および一般的な第三者は、完全に公平で、自立性のある判断によって認定、選択します。選択の際、当社は彼らの能力、信望、独立性、組織的スキル、およびここに定める契約上の義務や特定業務を適切かつ適時に実行できる能力を評価するよう配慮します。

- 当社のために職務を行うすべてのコンサルタントおよび他の人は、例外なく、彼ら自身が採用しているすべての倫理規定で定められるすべての公正性と合法性の原則を完全に遵守し、誠実性と順法性をもって行動することが求められます。

§.2 「行ってはならない」行動

- 行動規定の対象者は、たとえ、抽象的であれ、結果として当社に利点または利益があるか、ある可能性があっても、単独または共同を問わず、法律や適用される規制に反すると考えられるか、可能性がある場合は、いかなる行動であっても実行してはなりません。
- 行動規定の対象者は、当社との利害対立はいかなる場合でも回避するよう求められます。それにもかかわらず、利益の対立が生じた場合は、ただちに会社へ報告することが求められます。
- 行動規定の対象者は、当社のイメージを損ねる行動は一切行ってはなりません。

当社と行政機関の関係に関する行動規定

- イタリアまたは国外を問わず、行政機関の代表者と取引を行う際は、以下を行うことは禁止されています：
 - 彼ら(または彼らの家族、親族、共同生活者...)に対して、妥当な価値の贈答や品物以外の金銭、贈答あるいは利益供与を約束すること¹
 - 単なる当社のイメージの宣伝以外の目的で、不当な交際費を発生させること。
 - 「第三者」による場合も含めて、私的用途での仕事/サービスを約束または提供すること(例、相手本人または相手の親族、姻戚、共同生活者、友人等が所有または使用している建物の改装)。
 - 機密情報および/または機密文書、あるいは一方または両方の当事者の誠実性や名声を損ねる文書または情報を提供する、提供を約束する、要求する、または入手すること。
 - 活動を成功させる条件として、行政機関の代表者が示すサプライヤーまたはサブサプライヤーに獲得プロセスで恩恵を施すこと(例、仕事の斡旋、特別な条件での資金の提供、許認可の付与など)。こうした行為や行動は、当社の従業員によって直接実行すること、および当社の名前で、当社や当社の利益のために従業員以外によって実行することのいずれも禁止されています。
- さらに、行政機関との取引では、以下も禁止されています：
 - 間違っている、または改ざんされた文書/データを作成すること。
 - 真実の文書を削除、省略すること。
 - 提供/供給する製品やサービスの技術的および経済的な評価において、行政機関を誤解させる行為。
 - 提示すべき情報を省略することによって、行政機関の判断、決定を有利な方へ不当に誘導すること。
 - 行政機関の決定に不当に影響を与える行為。
 - 公務員の地位を悪用して、個人的利益または当社の利益を獲得すること。
- 一般に、ビジネスの交渉に個人的に、活発に関与していた元公務員を雇用すること、アドバイザーとしての職

¹ 妥当な価額は、受益者および取引毎に 250 ユーロ未満であると考えられます。

務を割り当てること、あるいは行政機関に対する要求を当社またはその子会社、関連会社または共同支配を受けている会社に支援させることは禁止されています。

- 民事、刑事、または行政上の手続きにおいて、直接または間接を問わず、いずれかの当事者を優遇するか、損害を与える可能性があるすべての違法な行為に関与することは禁止されています
- いかなる形式であれ、いかなる条件でも、当社にとっての間違っている利益のために、受取人に対して裁判に応じるように強制したり、黙秘権に訴えるよう説得することは禁止されています。
- 裁判に対処する場合、いかなる形式であっても、受取人に虚偽の証言を行うように誘導する影響を与えることは禁止されています。特に、証言を行うことに関して、たとえ第三者を通じてであっても対象者は一切の金銭または他の便宜を受け取ってはなりません。

会社の事態や市場への情報提供に関する行動規定

- それぞれの権限の範囲内で企業会計文書の作成の責任を負う当社の管理職者 - 取締役(任命されている場合)および担当役員 - およびその監督の下にある者は、立法命令の 25 条の下で「企業犯罪」に関連する民事法および金融強化法(立法命令 no. 98, 1998-TUF-)で言及されている犯罪行為となる振る舞いを避けなければなりません。
- 管理職者は以下を行ってはなりません:
 - 自らの権限内である活動の遂行中に、贈答や贈答の約束に従って、個人的利益または第三者の利益のための企業資産の処分を含めて、法律で定められている義務に違反する行為や事実を実行したり、省略すること。
 - 合法的な減資の場合を除いて、出資を株主へ返却することや、出資を提供する義務を免除すること。また、会社の資本を減じたり、債権者を保護する法律に違反する合併や分割も行ってはならない。
 - 利益、または実際に得ていない利益による前払い、法定準備金として使用するべき利益を配分すること、あるいは分配不能剰余金を配分すること。
 - 法律によって許可されている場合を除いて、株式または会社やその親会社が発行したユニットを当社に取得または引き受けさせること:
 - 法律によって許可されていない取引を通じて、当社の資本を構築したり、不正に増加させること。
- イタリアまたは国外を問わず、会社の代表者と取引を行う際は、行動規定の対象者は彼ら(または彼らの家族、親族、共同生活者...)に対して、仲裁人を通したりしても、通常取引および制度上の関係外において、不当な利益を取得するために(特に不誠実さや無礼な印象を与えうる場合)、金銭、財、あるいはその他の利益供与をすることは禁じられています。いずれにせよ、前述の会社代表者が職務固有の義務や忠節の義務に違反する行為や事実を実行したり、省略したりして、自分の所属する会社への損害を引き起こしうる場合に、彼らに金銭、財やその他の利益を供与したり、約束したりするのは禁じられています。
- 一般に、以下の行動は禁じられています:
 - 決算書の作成、株主または公共に宛てられるレポートや他の企業コミュニケーションを承認する場合、株主または公共をだます目的で虚偽の事実を報告すること、あるいは当社または当社が属しているグループの経済的および財務的状况に関して、法律によって開示が求められている情報を省略すること。

- 内部統制の責任を負う株主、他の法人、外部監査事務所、監督団体およびグループの内部監査に法的に帰属される統制や監査の機能を妨げること、または遅延させること。
 - 自分自身のため、または第三者のために行動しているかを問わず、会社の取引に関する決定において管理職者および/または法定監査役に生じる可能性がある利害対立について開示を怠ること。
 - 法律に従って、公共監督当局に対して報告を行わなければならない場合に、監督機能を妨げる目的で、監督に従事する人物に経済的および財務的状况について虚偽の事実を報告すること、あるいは他の何らかの詐欺的な手段を用いて、前述の状況に関して開示しなければならない事実の全体または一部を隠すこと。
 - 当社資産の健全性を損ねること、債権者に損害を与える業務を遂行すること。
 - 株主の集団に影響を与え、当社に関する虚偽の情報を流布させること。
- 管理職者、法定監査役および従業員は以下を行ってはならない：
- 直接、間接を問わず、インサイダー情報(例、1 つまたは複数の金融商品の発行者、あるいは 1 つまたは複数の金融商品に直接または間接に関連している、まだ公表されていない正確な情報であり、公表された場合にはかかる金融商品の価格に影響する可能性がある情報)を使用して、当社、その子会社、親会社または親会社の子会社が発売している金融商品を、自分自身でまたは第三者のために購入すること、販売することまたはその取引を実行すること。
 - インサイダー情報に基づいて、かかる取引の実行を他人に推奨または奨励すること。
 - 通常の業務活動以外でインサイダー情報を開示すること。
- 一般に、虚偽または誤解を招く情報を流布すること、偽りの取引または金融商品の価格の重大な変化を引き起こす可能性がある他の策略に関与すること、あるいはこれらに関する虚偽または誤解を招く情報を流すことも禁止されています。
- 管財人は、債権者の必要性を満たすか、この目的で必要な資源を確保する前に会社の資産を株主に分配することを禁止されています。

報告の要件

行動規定の対象者は、グループ内監査委員会²に報告³する義務があります。

- 行動規範に対する違反または違反の疑いの報告は匿名で行うこともできます。会社およびグループ内監査役は、従業員および第3者の協力体制がかかる報告の結果生じる逆の結果から保護し、法令の要件にしたがった情報提供者の機密を保証します。例えば、部門長は、グループ内監査役員に報告します。:

² 立法命令 231/2001 の条項に従って設置されます。

³ グループレベルで効力を持つこの報告の要件は、報告手順の必要性に対する追加です。以下に関する違反、違反の疑いおよび違反への誘因についての「内部告発」:

— 法律および規制

— 倫理規定で定められている原則

— 内部監査原則

— 会社の規則および手順

— および/または、直接または間接を問わず、たとえイメージ上であっても、グループおよび/またはその子会社に対して経済的資産に損傷を与える可能性がある、すべての他の行為または省略

- 協力者を介した場合を含め、確認済みの権威下での運用過程に関して、犯罪を犯す危険のある行為、立法命令 231/2001において、犯罪を犯す危険がある行為;
- 会社に影響を及ぼす可能性のある立法命令 231/2001 での不法行為および/または潜在犯罪に関して十分認識した警察またはその他当局からの対策および/または知らせ

報告手段は、準拠する運営手順に関する指示とあわせて⁴.グループイントラネットで受け取ることができます。

§.3 処罰

この行動規定の条項に従わないすべての行動は、違反者に対する刑事訴訟とは個別に、既存の法律および/または総体的な合意に従った懲戒処罰の適用対象となります。

⁴ 注記 n.3 参照- 内部告発手順



ⁱまた、グループが拠点を持つ国では異なる法令および規制が施行されています。